

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に基づき、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士等の資質向上を図るため、スーパービジョン（以下「SV」という。）に関する事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(センターの設置と名称)

第 2 条 本会は、本事業を実施するため公益社団法人北海道社会福祉士会「SV センター北海道」（以下「SVC 北海道」という。）を設置する。

(事務所)

第 3 条 SVC 北海道の事務所は、本会事務所内に置く。

(事業内容)

第 4 条 SVC 北海道は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) SV に関する調査、研究及び普及活動に関する事業
- (2) スーパーバイザーの登録に関する事業
- (3) スーパーバイザーとスーパーバイジーの調整等に関する事業
- (4) スーパーバイザー等の支援に関する事業
- (5) その他 SV に関する事業

(組織及び運営)

第 5 条 SVC 北海道にセンター長を置く。センター長は本会会長とし、運営を統括する。

2 本事業を運営するため「SVC 北海道運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を置く。委員長は、本会理事とする。また、本事業実施のため必要に応じて部会等を置くことができる。

3 第 3 条に定める事務所においては、SVC 北海道の事務を遂行するために事務局員を置くことができる。

4 SVC 北海道は、次条に定める会員の名簿を作成し、管理を行うものとする。

(SVC 北海道会員の要件)

第6条 SVC 北海道の会員は、本会正会員のうち、認定社会福祉士認証・認定機構が行うスーパーバイザー登録者（以下「登録者」という。）とする。

- 2 登録者は、別記様式第1号及び第2号により届出を行うものとする。
- 3 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく届出るものとする。
- 4 登録者は、登録内容の一部をこの事業の適正な実施に係る関係者に提供することに関して前2項の規定による届出をもって同意したものとみなす。
- 5 登録者は、初回名簿登録時に事務手数料として金3,000円を納入するものとする。

(SVC 北海道会員の責務)

第7条 SVC 北海道会員は、本事業を行うにあたっては、倫理綱領及び行動規範を遵守しなければならない。

- 2 SVC 北海道会員は、SVの実施にあたって資質向上に努めなければならない。
- 3 SVC 北海道会員は、第1条の規定する目的を達成するため、第4条に定める事業の実施に協力するものとする。
- 4 SVC 北海道会員は、SVを行っている全ての案件について、SV終了後に本会事務局に速やかに報告書を提出しなければならない。
- 5 この他 SVC 北海道会員としての責務に関する詳しい事項は、別記様式第3号又は第4号（以下「SV契約書」という。）によるものとする。

(運営委員会の職務及び組織)

第8条 運営委員会は、SVC 北海道の企画及び運営を行う。

- 2 運営委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 運営委員会は、SVC 北海道の事業遂行のため、作業部会を設置することができる。
- 4 運営委員会は、必要に応じて SVC 北海道会員に対して SV に関する助言、指導を行うことができる。
- 5 運営委員会は、SVC 北海道会員が行う SV に関する活動への苦情対応の窓口となる。

(SV 運営委員の選任)

第9条 運営委員会の委員（以下「SV 運営委員」という。）は、第6条に定める SVC 北海道会員から本会各地区支部の承認を得て選任される。なお、学識経験者の選出は理事会の承認を得ることとする。

(役員)

第 10 条 SV 運営委員の互選により、SV 運営委員長 1 名、副 SV 運営委員長 1 名を選出する。

(SV 運営委員長等の職務)

第 11 条 SV 運営委員長は、SVC 北海道を代表し、会議を主催する。

2 副 SV 運営委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(任期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とし再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は前任者の在任期間とする。

(運営委員会の開催)

第 13 条 運営委員会は必要に応じて開催する。

2 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(SV 契約)

第 14 条 SV を希望する者（以下「申請者」という。）は、別記様式第 5 号により申込みを行うものとする。

2 前項に定める申込みに基づき、申請者と連絡調整の上、登録者との調整等を行う。ただし、調整にあたっては、申請者の希望を優先するものとし、これにより難しいときは、登録者の状況を踏まえて調整を行うものとする。

3 前項の規定に基づく調整を経てから SV 契約書を用いて本会、申請者及び SVC 北海道会員の 3 者間の契約を締結する。

4 申請者は、マッチング調整終了後、速やかに所定の費用を一括して納めるものとする。ただし、これにより難しいときはこの限りではない。

5 申請者又は登録者の都合により SV 契約書の一部又は全部を変更又は解約する場合は、登録者は、あらかじめ登録者の属する運営委員会に報告する。

6 年度途中で契約の解約があった場合、当該年度内で終了できる範囲に限り運営委員会で協議し、新たにマッチングを要する場合は速やかに新たな契約の締結を行うものとし、それに係る費用及び支払いは、次条のとおりとする。

(SV の費用及び支払い)

第 15 条 前条第 4 項に定める費用は、次のとおりとする。

(1) 本会正会員の場合 金 30,000 円

(2) 本会非会員の場合 金 60,000 円

- 2 本会は、前項に定める費用から仲介及び事務手数料として 6,000 円を徴収する。
- 3 登録者に対する報酬は、第 1 項に定める額から前項に定める額を控除した額を契約が終了した時点で一括して支払うものとする。ただし、これにより難いときはこの限りではない。
- 4 前項の規定に関わらず当該登録者が報酬の受取りを辞退した場合には、報酬を支払わないものとし、SVC 北海道の収入に充当する。

(SV の費用の返還)

第 16 条 申請者の都合により SV が修了できなかった際は、実施回数相当の費用について登録者へ支払われ、申請者へ費用の返還は行わないものとする。

- 2 登録者の都合により SV が修了できなかった際は、申請者へ、第 15 条第 2 項を控除した額を返還する。登録者へは実施回数には関係なく、報酬は支払わない。
- 3 前項に定めるもののほか SV 契約書の変更及び解約の際は、事情等を運営委員会がその対応について協議する。

(SV の実施方法等)

第 17 条 申請者及び登録者間における SV は、SV 契約書に定めるとおり実施するものとする。

- 2 SV 契約書は、当該申請者、当該登録者及び本会にてそれぞれ 1 部ずつ原本を保管するものとする。

(SV 実施に係る実費等)

第 18 条 SV の実施に係る電話等の通信費、会場等の賃借料、当該登録者の交通費及びその他の実費については、原則申請者が負担することとするが、それぞれの事情等を考慮し、当該登録者、当該申請者双方で協議するものとする。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 20 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

2 2019 年 4 月までの間における第 8 条から第 13 条までに規定する運営委員会に関する適用については、同条中「運営委員会」を本会組織規則（2013 年規則第 6 号）に定める「生涯研修委員会」とする。